

初度検査が平成19年3月以前の軽自動車には重課税がかかります！

～廃車・名義変更はお早めに～

初度検査年月（新車時、使用する前に受ける検査）より13年以上を経過した軽自動車については重課が課されます。令和2年度に対象になるのは、平成19年3月以前に初度検査を受けた車両です。

軽自動車税（種別割）は、4月1日時点で所有する人にかかります。4月2日以降に廃車や名義変更をしても、払い戻しはありません。手続きをされる場合は、お早めをお願いします。

令和2年度の三輪・四輪の軽自動車税（種別割）は以下のとおりです。（令和元年10月1日から、軽自動車税は軽自動車税（種別割）に変わりました。）

種別	初度検査年月				
	平成19年3月以前 (重課)	平成19年4月～ 平成27年3月	平成27年4月以降		
三輪	4,600円	3,100円	3,900円		
四輪以上	乗用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円
		家用	12,900円	7,200円	10,800円
	貨物用	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
		家用	6,000円	4,000円	5,000円

問合せ＝税務課 市民税係（内線281～283）

農業委員・農地利用最適化推進委員募集説明会について

次期農業委員・農地利用最適化推進委員の募集説明会を開催いたします。詳細につきましては、次号の「つながり」にて掲載いたします。

日時＝2月16日（日） 農業委員募集説明会：10時～

農地利用最適化推進委員募集説明会：11時～

場所＝三の丸会館3階 小ホール

問合せ＝【農業委員募集説明会】農業水産課（☎53-1158）、【農地利用最適化推進委員募集説明会】農業委員会事務局（☎53-1746）

※募集要項は農業水産課・農業委員会事務局の窓口にて配布、また、市のホームページからもダウンロードできます。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金保険料は日本年金機構からお送りする納付案内書等により、毎月の保険料を翌月の末日までに納めていただくことになっています。



保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられなくなることがあります。また、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。

そこで、便利で安心な口座振替のご利用をお勧めします。口座振替にしておくと、毎月、納めに行く時間と手間がかからず便利で安心です。

また、口座振替のなかには割引のあるお得な振替方法（早割・二年前納・一年前納・半年前納）もあります。

申込＝口座振替申出書に必要事項を記入・押印（金融機関の届出印）し、奈良年金事務所、市役所 保険年金課 国民年金係、または金融機関窓口へ提出

※なお、前納をご希望の方は**2月末日**までにお申し込みください。

※また、年金保険料の納付が困難な人は、納付が免除される制度や猶予される制度があります。所得制限もありますので、希望する人は、一度市役所 保険年金課 国民年金係までご相談ください。

問合せ＝奈良年金事務所（☎0742-35-1371）

（保険年金課）

パブリックコメントの募集

子ども・子育て支援事業計画（第二期）（素案）

2月7日（金）までの期間、ホームページにおいて、多くのみなさんにご意見をいただき、計画に反映するため、「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画（第二期）（素案）」に対するパブリックコメント（意見募集）を募集しています。

意見の提出方法＝

- ・市役所 こども福祉課（窓口119番）に直接提出
- ・郵送により提出（〒639-1198 北郡山町248-4 市役所 こども福祉課あて）
- ・☎0743-53-1049
- ・Eメール（KODOMO@city.yamatokoriyama.lg.jp）

※詳しくは市ホームページを参照ください。

問合せ＝こども福祉課（内線526）